

配合飼料価格高騰緊急特別対策のご案内

～飼料価格高騰に直面する畜産農家の皆様を支援します～

飼料価格の高騰による畜産経営への影響緩和のため
生産コスト削減や飼料自給率向上に取り組む生産者
に対して、飼料価格上昇分の一部を補填します。

補填金の趣旨と単価

令和4年度第3四半期の実質的な配合飼料コストを
第2四半期と同程度とします。

【補填単価：配合飼料 **6,750円/トン**】

(配合飼料価格安定制度に加入している方)が対象です。)



申請に必要なもの

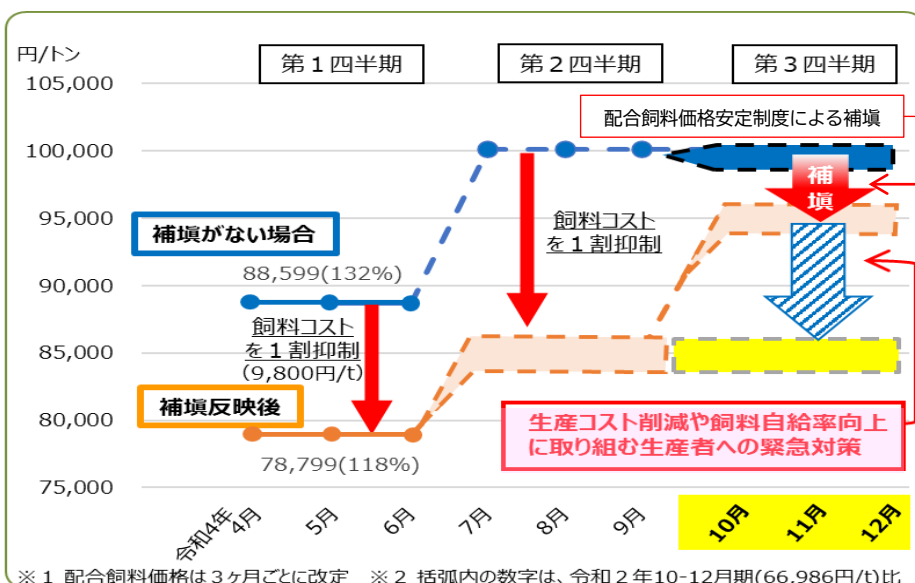
申請様式のほか、以下の書類が必要です。

生産コスト削減や飼料自給率向上に向けた計画書

(実際の計画書は、次ページ以降の要件項目をチェックすることで作成できます。
また、様式は農林水産省ホームページで入手できます。)

支援のイメージ

配合飼料価格安定制度による補填金とは別に、生産コスト削減等
に取り組む生産者に対して補填金を交付し、実質的な飼料コストを第2
四半期と同程度の水準とします。





(Ⅰ. 畜種共通)及び(Ⅱ. 畜種別)の取組項目から1つ、
(Ⅲ. 配合飼料の使用量の低減)から1つ、**計2つ**選択してください。
なお、これらの取組は令和5年度末までに取り組む必要があります。
(※これまで既に取り組んでいるものも選択できます)

Ⅰ. 畜種共通

① 疾病・事故率などの低減

牛床マットやカウブラシ、分娩監視装置等飼養管理機器・資材の使用

事故率低減のための牛の削蹄の実施

事故率低減のため、獣医師の指導等による定期的な分娩監視

疾病の低減のため、ワクチンの接種

分娩監視装置等のICT機器の導入

その他の取組を選択する
場合は、具体的な取組内容
を明記していただきます。

レ その他(疾病の低減のための〇〇〇の実施)

② 暑熱・寒冷対策による生産性の改善

暑熱対策のために、牛床内における噴霧器、換気ファン等の使用

寒冷対策のために、牛衣(カーフジャケット)等を着用

暑熱・寒冷対策のために、外壁・屋根材に耐熱性(保温性)素材を使用

その他()

③ 国産飼料(エコフィード含む)の給与割合の増加

国産牧草(乾草・サイレージ)の給与割合を増やす

国産とうもろこし(青刈り・子実・イアコーン)の給与割合を増やす

エコフィード(豆腐粕・醤油粕等)の割合を増やす

その他()

④ 副産物収入(堆肥販売、和牛受精卵の活用等)の増加による生産コストの低減

堆肥販売の増加による収入の増加により、生産費割合を圧縮する

和牛精液・和牛受精卵の活用による収入の増加により、生産費割合を圧縮する

その他()

Ⅱ.畜種別

酪農		⑤ 牛群検定を活用した生産性の向上
		⑥ 分娩間隔の短縮
		発情発見機を活用した発情の見逃し防止
		早期離乳の実施
		その他()
		⑦ 国産濃厚・粗飼料の生産・流通拡大(コントラクター活用等によるものを含む)
		国産粗飼料の作付面積を拡げる
		国産濃厚飼料の作付面積を拡げる
		国産飼料の販売・流通量を増やす
		TMRの利用量を増やす
		その他()
肉用牛		⑧ 肥育期間や子牛の出荷月齢の短縮
		超音波測定を活用した出荷適期の判断
		定期的な体高や体重等の測定
		その他()
		⑨ 分娩間隔の短縮
		発情発見機を活用
		早期離乳の実施
		その他()
豚		⑩ ベンチマーキングシステムを活用した生産コストの低減
		⑪ 人工授精を活用した生産コストの低減
		⑫ 優良系統の導入による生産性の向上
		⑬ オールイン・オールアウトによる事故率の低減
採卵鶏 肉用鶏		⑭ 優良系統の導入による生産性の向上
		⑮ オールイン・オールアウトによる事故率の低減

Ⅲ. 配合飼料の使用量の低減

⑩ 国産高栄養粗飼料(青刈りとうもろこし、アルファルファ等)の利用による配合飼料の使用量削減

青刈りとうもろこしの使用量を増やし、配合飼料の使用量を減らす

国産アルファルファの使用量を増やし、配合飼料の使用量を減らす

その他マメ科牧草の混播草地の利用を増やし、配合飼料の使用量を減らす

その他()

⑪ 飼料成分分析に基づく飼料設計の改善

⑫ エサ寄せロボットの活用

⑬ 自動給餌機の活用

⑭ 搾乳ロボットの活用(飼料給餌機能付きのものに限る)

⑮ 多回給餌

⑯ リキッドフィーディングの活用

申請方法



11月以降配合飼料価格安定制度の申請先である、各都道府県の農協や基金協会に申請・お問い合わせください。
(申請先である農協等への説明会は11月を予定しています。)

スケジュール

今後のスケジュールは、概ね以下のとおりです。

令和4年11月

取組主体に対する事業説明会
→順次生産者への情報連絡

令和5年1月頃

対象数量(令和4年度第3四半期の配合飼料購入量)が確定次第、生産者が申請

令和5年2月下旬頃

生産者への補填金の交付

Q&A

問 い	答 え
①要件について、既に取り組んでいるメニューは対象になりますか。	・対象となります。 ただし、令和5年度末(令和6年3月31日)まで取組を継続してください。
②要件について、いつまでに取り組み始める必要がありますか。	・令和4年度中から令和5年度(令和6年3月31日)までに取り組み始めてください。
③要件について、いつまで実施する必要がありますか。	・少なくとも、令和4年度中から令和5年度末(令和6年3月31日)までは取り組んでください。
④要件について、令和4年度に取り組まず、令和5年度から取り組むことは可能ですか。	・原則として、令和4年度から取り組めるものについては、令和4年度中に取り組んでいただきます。ただし、令和5年度にならないと取り組めないケースもありますので、必要であれば、令和5年度からの取組も可能とします。

問 い	答 え
⑤ 取り組んだメニューについて、報告は必要ですか。	・取組の実施状況を、令和6年4月末までに配合飼料価格安定基金宛てに報告していただきます。 ・また、証拠書類として取り組んだことがわかる購入伝票や写真、給餌記録等を保存しておいてください。 ・なお、実績報告が提出されない場合には、補填金の返還になる可能性があるのでご注意ください。
⑥ いつ補填金の申請をしたらいいですか。	・配合飼料価格安定制度による令和4年度第3四半期の補填金交付の手続きの時期(令和5年1月頃)までに、配合飼料価格安定制度の申請先である、各都道府県の農協や基金協会に申請してください。 (申請先である農協等への説明会は11月を予定しています)
⑦ 補填金の交付はいつになりますか。	・補填対象数量が確定次第、令和5年2月下旬頃を目標に交付を予定しています。
⑧ どのような生産者が対象者になりますか。	・令和4年度第3四半期において配合飼料価格安定制度による価格差補填金を受け取る生産者が対象となります。
⑨ 交付対象となる配合飼料の数量とは何ですか。	・交付対象は、令和4年度第3四半期の配合飼料購入数量です。 ・ただし、実際の購入数量が配合飼料価格安定制度の価格差補填の契約数量を上回る場合には、当該契約数量が上限となります。

お問い合わせ先

●申請方法に関するお問い合わせ先

11月以降、配合飼料価格安定制度の申請先である、各都道府県の農協や配合飼料基金協会にお問い合わせください。

●配合飼料価格高騰緊急特別対策に関するお問い合わせ先

農林水産省畜産局飼料課 (03-6744-7192)